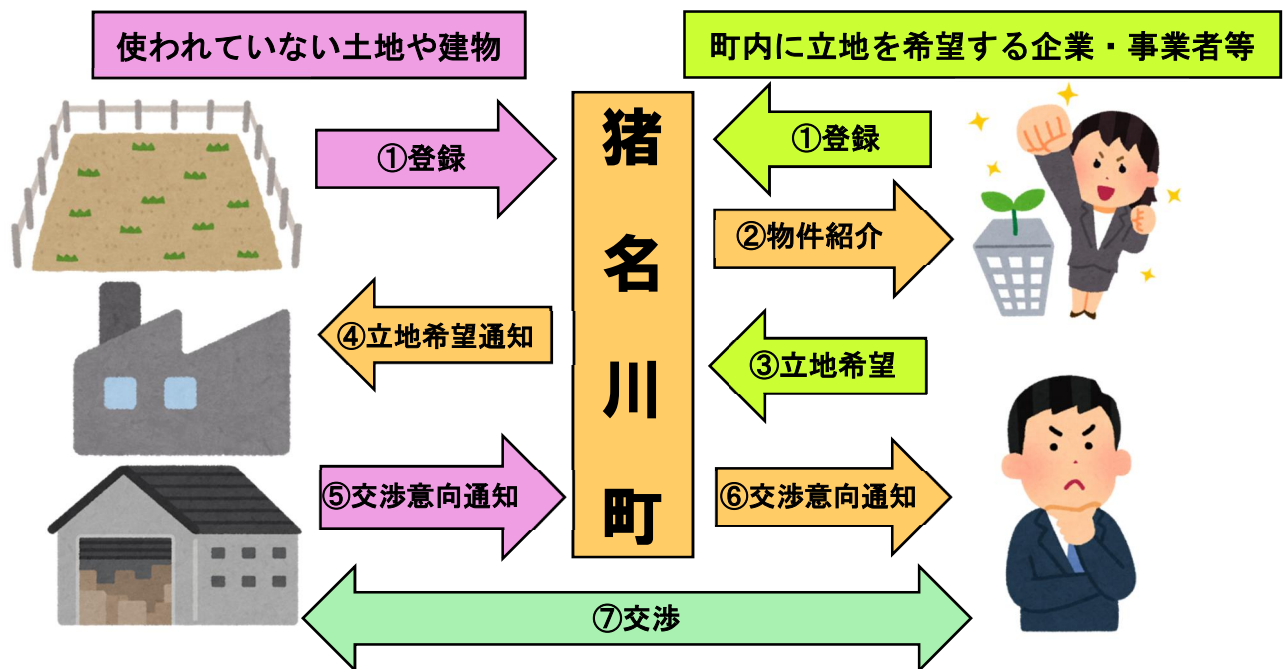


猪名川町事業用物件情報登録制度について

1 制度内容について

町内にある登録された土地や建物を、事業のための物件として町内に立地を希望する企業・事業者等へ情報提供する制度です。

2 事業の流れについて



3 登録できる物件について

この制度で登録できる物件は、下記の要件を満たす土地または建物です。

- ①所有権以外の権利設定が行われていないこと
- ②境界や所有権の帰属等について争いが無いこと
- ③宅地建物取引業者に物件の売却等の媒介や代理を依頼している場合は、その業者との契約に違反するおそれがないものであること
- ④土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にないこと
- ⑤土地については、登記地目または現況地目が田・畑でないこと
- ⑥建物については、工場や倉庫などの商用で利用されていた建物であること

4 登録物件情報の利用について

登録された物件情報の利用を希望される場合は、利用台帳への登録が必要です。登録を希望される場合は下記の書類をご提出ください。

- ①事業用物件情報利用登録申出書（様式第10号）
- ②事業用物件情報利用誓約書（様式第11号）
- ③法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ④会社概要
- ⑤委任状（代理申出の場合）

※個人事業主等で③及び④が提出できない場合は省略できます。

利用台帳へ登録できるのは、下記のいずれにも該当しない企業・事業者等です。

- ①暴力団や暴力団密接関係者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当する事業を目的とする者
- ③公序良俗に反する営業及び青少年の健全育成を阻害する恐れのある営業の類に該当する事業を目的とする者
- ④宗教活動または政治活動を目的とする者
- ⑤転貸や転売を目的とする者
- ⑥この事業の趣旨（企業誘致を促進し、産業の振興と町民雇用の促進を図り、本町における地域経済の活性化に繋げることに沿わない事業を目的とする者

5 登録物件の交渉について

登録されている物件の中から条件に合う物件を公開します。その中から交渉を希望される物件があれば事業用物件交渉申込書（様式第15号）をご提出ください。

町から所有者へ交渉を希望されている旨を通知し、所有者のご意向を確認します。

その後の交渉は、所有者と企業・事業者等で直接していただきます。

※町は当事者間の交渉や契約に関与いたしません。

【お問い合わせ先】

猪名川町地域振興部地域交流課

〒666-0292

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1

TEL: 072-767-6253

FAX: 072-766-8893

Eメール: shoukou@town.inagawa.lg.jp